

2020年5月26日 全6頁

なぜマイナンバーがあるのに 一律 10 万円給付に時間がかかるのか

マイナンバーと紐づけた「共通入出金口座」の事前登録が必要

金融調査部 研究員 是枝 俊悟

[要約]

- 特別定額給付金の国内居住者 1 人当たり一律 10 万円給付に対しては、給付のための手続きが煩雑だ、給付が実際に行われるまでの期間が長い、との声も挙がっている。しかし、現状のしくみやマイナンバーカードの普及状況等を前提とすれば、そもそも簡素な手続きで迅速な給付を行うこと自体が困難であった。
- 危機の際に迅速な給付を行うためには、預金口座とマイナンバーを紐づけ、給付事務に活用する必要がある。そのためには、マイナンバーに紐づけた預金口座を1つ、市区町村との入出金用に事前登録するしくみをつくるとよいだろう。また、マイナンバーカードおよびオンラインでの税や社会保障の手続きの普及が進んでいない点も課題であり、利用促進のために電子申請を行った人にポイント還元等のメリットを与えることも考えられる。
- 今後も、大規模災害や経済・金融危機などの非常時に「国民への迅速な現金給付」が必要となる局面が想定される。また、平時であっても、マイナンバーと紐づけた口座が事前登録されていれば、税金の還付、公的年金・児童手当などの際の国民の手続きと行政の事務作業の負担を大幅に軽減することができる。平時・非常時ともに有効にマイナンバーを活用できるよう、制度改正が望まれる。
- 1. 一律 10 万円給付で浮き彫りになった課題

簡素・迅速を目指した給付

令和2年度(第1次)補正予算による「特別定額給付金」の支給が、順次開始されている。 特別定額給付金は、新型コロナウイルスの「感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速 かつ的確に家計への支援を行う」¹ために、基準日(2020年4月27日)において住民登録のあ る国内居住者全員に1人当たり10万円を支給するものである。

1人当たりの支給額は一律だが、支給は原則として世帯単位で行われ、世帯主が世帯員全員

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html

¹ 総務省ウェブサイト記載の「施策の目的」(2020年5月19日閲覧)より。

分を一括で申請する仕組みとなった。

補正予算が国会で成立した 4 月 30 日から半月後の 5 月 15 日の時点で、全国の 4 割近い市区 町村が給付を始めたという 2 点では「迅速」な給付の実現に一定の評価はできる。しかし、い ち早く給付を開始した市区町村においても、実際に給付が行われたのは、マイナンバーカード を保有し(2020 年 4 月 1 日時点で人口の 16%程度 3)、かつ、暗証番号等が有効で電子申請を 行えた少数の人に限られる。

したがって、マイナンバーカードをそもそも保有していない人や暗証番号等が無効になっている人が迅速な給付を受けるためには、マイナンバーカードの発行手続き等から行わなければならず、一部の市区町村では、これらの手続きのために窓口が混雑する場面もみられた 4。

マイナンバーカードを保有していない人や電子申請を行わなかった人については、5月下旬頃から区町村から郵送される申請書に必要事項を記入して返送する形で申請を行うこととなり、給付は6月以後になるものとみられる。

こうしたことから、特別定額給付金の支給につき、給付が遅いことや手続きが複雑であることに対する国民の不満の声も挙がっている⁵。

なぜ市区町村を経由して支払うのか

全ての国内居住者に給付を行うにもかかわらず、市区町村を経由して支払い、市区町村によって支給時期が異なることに疑問を持つ人もいるかもしれない。

しかし、そもそも日本には、国内居住者(または国民)の住所・氏名・生年月日等を全て網 羅したリストを保有している機関は存在しない。

例えば、日本年金機構は年金制度の加入者に係る情報しか有していないし、税務署(国税庁)は確定申告書や支払調書等の提出があった者等の情報しか有していない。基礎自治体たる市区町村が保有する住民基本台帳および戸籍が悉皆性のある住民(国民)のリストであるが、それも各市区町村が自らの自治体の住民の分をそれぞれ保有する分散管理のしくみとなっている。

したがって、国が国内居住者(または国民)に(申請に基づき)漏れなく重複なく給付金を 配るためには、市区町村を経由して、市区町村の持つリストに基づいて給付を行うことが不可 欠といえる。

⁵ 2020 年 5 月 1 日付朝日新聞朝刊 23 面、2020 年 5 月 13 日付読売新聞朝刊 23 面などは、特別定額給付金の支給が遅い、手続きが複雑だなどという住民の声が市区町村に寄せられている旨報じている。



^{2 2020} 年 5 月 16 日付朝日新聞朝刊 30 面による

³ 総務省「マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について(令和2年4月1日現在)」による。

^{4 2020} 年 5 月 12 日付朝日新聞(大阪本社)朝刊 1 面では、マイナンバーカードの暗証番号の再設定などの手続きのために、役所の窓口に行列ができた旨報じている。

2. マイナンバー(カード)の持つ機能と限界

マイナンバーは 2015 年に導入された、国内居住者全員に 1 人 1 つ割り振られた、原則生涯変わらない番号である。

同じマイナンバーを持つ人は他に存在しないのだから、マイナンバーを使えば迅速な特別定額給付金の支給が容易にできると考える人もいるかもしれない。しかし、実際にはマイナンバーを給付金の迅速な支給に役立てるためにはいくつもの課題がある。

マイナンバーの持つ機能と限界

国が国民一人一人の個人情報をマイナンバーに基づいて一元管理することは個人の尊重を定めた憲法 13 条に違反するおそれがあり、実際にマイナンバー利用差し止めを請求する訴訟が現在も係争中である。このため、日本のマイナンバー制度は、過去の最高裁判例の趣旨等を踏まえ、憲法違反とならないよう、情報の分散管理と目的外利用の禁止を徹底している。

国民の個人情報は当該個人情報を用いる行政機関(市区町村、税務署(国税庁)、健康保険組合、など)において分散管理され、マイナンバーは、あくまで同一行政機関内での名寄せや、ある行政機関から他の行政機関への情報照会を効率的に行うためのツールとして位置づけられている。また、マイナンバーを利用できる分野は税、社会保障、災害対策に限定され、その利用事務の一覧も法令により限定されている。

2018年1月1日以後、預貯金等の口座を保有する個人が銀行等にマイナンバーを告知できることとなったが、その告知は既存口座・新規口座ともに任意であり、義務ではないため、預金口座とマイナンバーの紐づけはほとんど進んでいないものと考えられる。また、たとえマイナンバー告知済みの預金口座を持っている人についても、市区町村が今回の特別定額給付金の支給対象口座を特定するためにマイナンバーを利用して銀行に照会をかけることは、現行法令におけるマイナンバーの利用目的を超えたものにあたると考えられる。

上述の通り、マイナンバーについては利用上の制約が多い。そのため、実は、今回の特別定額給付金の支給事務には「マイナンバー」そのものは使われていない。使われているのは「マイナンバー」そのものではなく「マイナンバーカード」なのである。

マイナンバーカードの持つ機能と限界

「マイナンバー」については利用目的が限定されているのに対し、「マイナンバーカード」は 民間事業者を含め、より広範な利用が認められている。

「マイナンバーカード」には、表面に、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真など、裏面にマイナンバーが記載されている。また、内蔵されている IC チップに公的個人認証の電子証明書が格納されている。



このため、マイナンバーカードは券面やそのコピーを使って本人確認をするほか、IC チップ内の電子証明書を読み込むことによってオンラインで本人確認を完結させることも可能である。

今回の特別定額給付金の申請および支給事務においては、マイナンバーカードに格納された IC チップ内の電子証明書が本人確認の手段として使われている。

もっとも、マイナンバーカードの IC チップに格納された電子証明書に入っている情報は、あくまでカードの所持者本人の 4 情報(氏名・住所・性別・生年月日)に限られ、真正性が担保されるのはその 4 情報に限られる。したがって、振込先の口座情報や、世帯主以外の家族の氏名などについては申請者が手作業で追加入力する必要があり、追加入力された内容は市区町村にて誤りがないか確認する必要がある 6 。

3. 今後の展望とあるべきマイナンバー (カード) のすがた

迅速な給付を行うために必要だった基盤整備

以上を踏まえると、現状のマイナンバーやマイナンバーカードのしくみをもってしても、簡素なしくみで特別定額給付金の迅速な給付を行うことはそもそも困難であったといえる。

だが、今後も大規模災害や深刻な経済・金融危機が発生した場合などに、国民への迅速な現金の支給が必要となることは生じ得るだろう。そうした際に、簡素な手続きで迅速な給付を行うためにはどのような課題があるのか整理したい。

マイナンバーと紐づけた「共通入出金口座」の事前登録制度の提案

マイナンバーと預金口座の関係では、預金口座とマイナンバーの紐づけが進んでおらず、たとえ紐づいていてもマイナンバーの利用目的が厳格に規定されていて給付事務に利用できないという課題がある。この点については、マイナンバーに紐づけた預金口座(共通入出金口座)を市区町村との入出金用に事前登録するしくみを作ることが有効と考えられる。

水道料金や固定資産税の支払や児童手当の受取など、(世帯主である)大半の住民は常日頃から市区町村との間で入出金を繰り返している。現状では、これらの支払や受取を行う際には、制度ごと(制度によっては、加えて年度が替わるごと)に申請書や納付書等に住民が口座番号等を記入し市区町村が確認する事務を行っている。しかし、事前に共通入出金口座を登録していれば、住民の記載の手間や市区町村の確認の手間を省くことができるようになる。

さらに、市区町村だけでなく、ハローワークや健康保険組合などからの社会保障給付や、国

^{6 2020} 年 5 月 14 日付朝日新聞朝刊 27 面は、「対象者に正しく支給するには、世帯情報をまとめる住民基本台帳ネットワークの情報と申請時に入力された情報との照合が必要だ。世帯情報は自治体だけが持っているため、職員が 1 件ずつ確認している」と報じている。



税の還付を受ける際にも共通入出金口座での受取を指定できるようにすれば、国民の利便性と行政事務の簡素化に大きく貢献できるだろう⁷。

所得や資産が国に捕捉されやすくなる懸念から、マイナンバーと預金口座を紐づけることに抵抗がある人もいるだろう。しかし、全ての口座を紐づけるのでなく、共通入出金口座に指定する1口座だけをマイナンバーと紐づけるのであれば受け入れられる人も多いのではないだろうか。

電子申請のメリットを利用者に還元する仕組みが必要

マイナンバーカードを使った電子申請においては、そもそもマイナンバーカードの普及が進んでおらず、かつ、マイナンバーカード取得者においてもオンラインでの税や社会保障の手続き(電子申請)の利用が進んでいない点が課題である。

この点については、電子申請の普及によって行政の事務手続きが簡素化されることのメリットを利用者が実感できる仕組みが必要であろう。例えば、電子申請を行った場合に紙で申請する場合と比べて、数十円から数百円程度の還元(給付金の増額、税額控除、ポイント還元等)を行うことが考えられる。

今回の特別定額給付金の支給においても、1人10万円の給付費に加えて、給付の事務のためのコストが国民1人当たり1,000円余りかかっている⁸。電子申請の普及により行政の事務費が節減できるのであれば、その一部を国民に還元してもよいだろう。

自己情報取得はきめ細かな制度設計にも活用できる

せっかくマイナンバーカードを使った電子申請を行っても、手入力を必要とする項目が多ければ、国民も手間がかかるし行政も確認すべき項目が多くなる。マイナポータル(マイナンバーを活用した、政府のオンラインサービス)には行政機関が保有する自分の個人情報を取り寄せる機能(自己情報取得)があるため、こうした機能を拡充しできるだけ申請の際に自動入力できる項目を増やす必要もあるだろう。

今回の特別定額給付金の支給は、所得制限なしに一律に行うこととなったが、マイナポータルの自己情報取得機能を拡充すれば、今後はきめ細やかな制度設計に役立てることもできる。例えば、前年の所得が一定以下の世帯に限って給付を行う場合、従来であれば申請に基づいて行政が所得を確認する事務が必要である。世帯構成などにより所得制限の金額が異なる場合、自分が給付対象になるのか否かは行政の確認を経るまで分からない人も少なくないと考えられるが、マイナポータルを通じた自己情報取得ができれば、役所に申請書を提出する前からいち

⁸ 令和2年度補正予算に計上された特別定額給付金の支給のための事務費は1,458億79百万円である。



⁷ マイナンバーを用いた行政機関間の情報連携のしくみで共通入出金口座の口座番号等をやりとりすることにより、申請の都度、国民が口座番号を記入したり行政機関がそれを確認したりする必要はなくなるだろう。

早く自らの給付の可否が分かるようになる。

マイナンバー制度のそもそもの目的は、共通の社会基盤として番号を活用することにより、 公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化に資することである。この目的 に照らし有効にマイナンバー・マイナンバーカードを活用できるよう、制度改正が望まれる。

【以上】

